

F A Q : 【ゆうせい共済特別号Vol.1（3月31日発行）】

項番	ご質問	回答
1	元日本郵政グループの非正規社員等で、現在協会けんぽの任意継続被保険者です。自分も共済組合への加入となりますか。	・協会けんぽの任意継続被保険者である場合は、共済組合には加入せず、協会けんぽの継続加入となります。
2	健康保険が変わるのに、年金が変わらないのはなぜですか。	・法改正によるもので、健康保険部分だけが適用されることになっています。
3	2022年度の「生活習慣病予防健診（人間ドック）」は、どうして2022年9月までに受診しなければならないのですか。 人間ドックを2022年10月以降に受診したいのですが、助成等はないのですか。	・日本郵政グループ各社における2022年度の人間ドックの受付は、日本郵政共済組合加入時の2022年10月1日時点ですでに終了しているため、人間ドック検診費助成が受けられないためです（2023年度から助成対象となります）。 ・2022年度に助成を希望される場合は、2022年9月末までに人間ドックと併用できる協会けんぽの生活習慣病予防健診等を受けるようにしてください。 <参考> ・人間ドック検診費助成は、個人で申し込んだ場合は助成対象外です。
4	2022年度の「特定健康診査」の受診はどうすればよいですか。助成はあるのですか。	・10月1日以降に特定健診や検診後の特定保健指導を受診（もしくは利用）することはできませんので、2022年度の受診等を希望される方は、協会けんぽ加入中の9月30日までに協会けんぽが実施する特定健診・特定保健指導をご活用ください。 <参考> ・特定健康診査（以下「特定健診」という）は、当該年度に40～74歳となる方で、かつ、4月1日現在、組合員の被扶養者、任意継続組合員及び任継組合員の被扶養者である方が対象です。そのため、年度途中（10月1日）で資格取得（もしくは認定）される方は対象外です。
5	今後の対象社員等の必要な手続きはありますか。会社の人事関係部署に問い合わせた方がよいですか。	・必要な手続き等の詳細については、別途会社から通知等がありますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
6	手続き等が必要な場合、勤務先に相談や書類等の提出を行えばよいですか。	・ご自身で日本郵政共済組合共済センターへご連絡、ご提出いただくこととなります。 ・必要な手続き等の詳細については、特設ホームページで順次掲載していきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。